|  |  |
| --- | --- |
| 資　料　提　供 | |
| 令和２年８月７日 | |
| 担当課  （担当者） | 鳥取市保健所生活安全課  （岡部・湯口） |
| 電　話 | ０８５７－３０－８５５１  ０８５７－３０－８５５２ |

食品衛生法による立入検査における

新型コロナウイルス感染症対策の巡回指導

１　概要

本市では、７月下旬から相次いで新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されています。

当該感染症の感染拡大防止には、密閉、密集、密接の３密を避ける、マスク及び換気による飛沫の飛散防止、消毒等の対策が重要です。鳥取県では、飲食店等でのこれらの対策を進めるため、ガイドラインを作成し、周知をしてきたところです。

この度、現在の感染症拡大の状況を踏まえ、さらなる予防の徹底を図るため、ガイドラインが改正されました。

お盆休みを迎えるにあたり、新たなガイドラインに基づく予防対策を周知するため、夏季食中毒予防指導に併せて飲食店を対象とした新型コロナウイルス感染症対策の巡回指導を実施します。

２　巡回指導

1. 開始年月日

令和２年８月１１日（火）から

1. 対象店舗

鳥取市弥生町、末広温泉町等の飲食店

　※東部４町の飲食店についても随時実施予定

（３）調査・指導内容

◎新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの説明

（新型コロナウイルス感染予防対策協賛店事業等の案内含む）

　　　◎HACCPに沿った衛生管理による夏季の食中毒予防の指導

（４）調査員

鳥取市保健所生活安全課　食品衛生監視員ほか

３　調査模様の公開について

調査１店舗目となるラウンジ　グローリィー様に御協力をいただき、取材を可能としました。

（他の飲食店での取材は御遠慮いただくようお願いします。）

（１）日時　８月１１日（火）午後３時から

（２）場所　鳥取市弥生町３８９　２F

ラウンジ　グローリィー

（３）当日の連絡先　0857—30-8552（生活安全課食品衛生係）